

第 75 回全国植樹祭協賛要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、第 75 回全国植樹祭（以下「植樹祭」という。）の趣旨に賛同する法人、その他団体又は個人（以下「企業等」という。）が、植樹祭及び植樹祭関連行事（以下「植樹祭行事」という。）に協賛する際に必要な事項を定めるものとする。

(協賛の種類)

第 2 条 この要綱において、協賛とは、企業等が第 75 回全国植樹祭埼玉県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為とする。

(1) 資金協賛

植樹祭行事の実施に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供

(2) 物品協賛

植樹祭行事の実施に要する物品（以下「協賛物品」という。）の提供

(3) その他協賛

前各号に該当しない役務の提供等で、実行委員会が特に認めるもの

2 前項第 2 号に規定する協賛物品は、別表 1 に掲げる「物品協賛の例示」を参考とし、実行委員会と協賛を申し込む企業等が協議して決定する。

(募集期間)

第 3 条 協賛の募集期間は、令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、実行委員会が特に必要と認める場合は、期間を延長できるものとする。

(協賛依頼の対象者)

第 4 条 実行委員会会長は、植樹祭の趣旨に賛同する企業等に対して協賛を依頼する。

(協賛の申込等)

第 5 条 協賛を申し込む企業等（以下「申込者」という。）は、第 75 回全国植樹祭協賛申込書（以下「申込書」という。）を実行委員会会長に提出するものとする。

2 実行委員会会長は、前項の申込書の提出があった場合、第 11 条第 1 項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに受理し、申込者に対して第 75 回全国植樹祭協賛申込受理書（以下「受理書」という。）により受理した旨を通知するものとする。

(協賛金の納入等)

第 6 条 資金協賛については、受理書の通知を受けた申込者が、実行委員会会長が指定する口座に協賛金を納入することによって行うものとする。

2 実行委員会会長は、協賛金を納入した企業等が領収書の発行を希望するときは、領収書を発行することができる。

(協賛物品の受納等)

第 7 条 物品協賛については、受理書の通知を受けた申込者が、実行委員会会長が指定する方法により、協賛物品を納品することによって行うものとする。

2 協賛物品の規格、色、デザインは実行委員会会長が指定するものとする。

- 3 実行委員会会長は、協賛物品の納品を確認したときは、申込者に対して受納書を発行する。
- 4 複数の企業等から同一の物品協賛の申込みがあり、かつ、必要数以上となった場合には、申込順に受理するものとする。

(その他協賛の実施等)

- 第8条 その他協賛については、受理書の通知を受けた申込者が、実行委員会会長が指定する方法により、役務の提供等を実施することによって行うものとする。
- 2 申込者がその他協賛を行ったときは、実行委員会に実施状況を報告するものとする。

(協賛の特典等)

- 第9条 第6条第1項、第7条第1項、又は前条第1項の規定により協賛を行った企業等(以下「協賛者」という。)の特典は、別表2に掲げる「特典一覧」のとおりとする。ただし、第7条第1項又は前条第1項の規定による協賛者の特典については、実行委員会が協賛内容を基に換算した金額により、特典一覧の協賛金額の区分に応じたものとする。
- 2 企業等が複数年(複数回)に渡り協賛した場合は、その合計額に応じた特典とする。
 - 3 別表2に定める協賛者の特典は、実行委員会の承認を受けて新たな特典を追加する場合がある。

(協賛金の使途)

- 第10条 協賛金は、その全てを植樹祭行事の経費に充て、目的外使途には一切使用しないものとする。

(協賛申込の不受理等)

- 第11条 実行委員会会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨を通知する。
- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は植樹祭を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者
 - (3) 法令又は公序良俗に反する者
 - (4) 植樹祭の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある者
 - (5) その他、実行委員会会長が不相当と判断する者
- 2 実行委員会会長は、協賛の申込書を受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金又は協賛物品を返戻する。

(補則)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、協賛に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

物品協賛の例示

区分	物品内容
1	広報活動用車両（実行委員会で広報活動等に使用する車両。貸与を含む。）
2	携帯電話
3	スタッフ用ベスト
4	スタッフ用帽子
5	招待者に配布する物品 (1) 配布物入れバッグ (2) 手荷物検査用ビニール袋 (3) 帽子 (4) 雨合羽（レインジャケット・レインズボン） ※コンパクト収納 (5) アルコールウェットティッシュ (6) 折りたたみクッション
6	記念式典で使用する木製品 (1) プランターカバー (2) 木製ベンチ
7	式典・植樹で使用する物品（リハーサルを含む） (1) 移植ごて (2) 軍手 (3) 肥料 (4) 飲料水 (5) 苗木
8	その他 1～7以外に全国植樹祭の実施に要する物品

【留意事項】

- ① 実行委員会で、協賛物品の規格、色、デザインを指定する。
- ② 物品協賛者は、協賛物品に「協賛者名、全国植樹祭支援呼称」を表示することができる。
なお、文字サイズ、表示方法等は、実行委員会で指定する。
- ③ 物品協賛者の全国植樹祭支援呼称は、次のとおりとする。
「〇〇〇（協賛者名）は第75回全国植樹祭を応援しています。」

別表2（第9条関係）

特典一覧

区 分		200万円以上	100万円以上 200万円未満	30万円以上 100万円未満	10万円以上 30万円未満	1万円以上 10万円未満
1	1年前プレイベントでの協賛者名の周知 (プログラムへの掲載など)	○	○			
2	全国植樹祭式典等への特別招待者枠の確保	○ (2枠)	○ (1枠)			
3	実行委員会からの感謝状の贈呈	○				
4	式典大型スクリーンへの協賛者名の 掲示	協賛者ロゴ	○	○	○	
		協賛者名	○	○	○	○
	大会プログラムへの掲載	協賛者ロゴ	○	○	○	
		協賛者名	○	○	○	○
	式典会場協賛者ボードへの掲載	協賛者ロゴ	○	○	○	
		協賛者名	○	○	○	○
	実行委員会発行の定期刊行物への 掲載	協賛者ロゴ	○	○	○	
		協賛者名	○	○	○	○
	全国植樹祭記念誌への掲載	協賛者ロゴ	○	○	○	
		協賛者名	○	○	○	○
5	全国植樹祭ホームページ・SNS へ の掲載	協賛者ロゴ	○	○	○	
		協賛者名	○	○	○	○
		協賛者 HP へ のリンク	○	○	○	
6	全国植樹祭支援呼称・シンボルマーク等の使用	○	○	○	○	○

※ ○印部分が協賛者の特典

【留意事項】

- ① 特典一覧区分1、4、5の掲載及び掲示
 - ・ 金額の多い順とし、同額の場合には申込み順とする。
 - ・ 金額と申込みが共に同じ場合は、五十音順とする。
 - ・ 金額の区分に応じて、文字やロゴの大きさを変える。
- ② 特典一覧区分1の特典期限
令和6年2月までに、協賛金の納入等、協賛実績がある協賛者に限る。
- ③ 特典一覧区分2の特典枠
新型コロナウイルス感染症対策などにより、特別招待者枠が少なくなる場合がある。
- ④ 特典一覧区分4の実行委員会発行の定期刊行物への掲載
協賛者多数の場合、協賛金額が30万円未満は「そのほかにも、○○者の方から協賛をいただいています。」のように紹介する場合がある。
- ⑤ 特典一覧区分6の使用
 - ・ 資金協賛は、協賛金の納入後とする。
 - ・ 物品協賛及びその他協賛は、受理書の通知を受けた後とする。
- ⑥ 特典の拡大
金額に応じて、新たな特典を追加する場合がある。

様式（第5条関係）

第75回全国植樹祭協賛申込書

令和 年 月 日

第75回全国植樹祭埼玉県実行委員会
会長 大野元裕

住所又は所在地
名称
代表者（役職・氏名）

第75回全国植樹祭に下記のとおり協賛を申込みます。

記

1 協賛の種類 資金協賛・物品協賛・その他協賛

（該当する協賛種類を囲んでください。）

2 協賛の内容

(1) 資金協賛

金額	金 円
納入予定時期	令和 年 月 日

(2) 物品協賛

品名	
数量	
納入予定時期	令和 年 月 日
協賛市場価格	円

(3) その他協賛（広告掲示、輸送運搬など協賛内容をご記入ください。）

協賛内容	
協賛市場価格	円

3 協賛特典の希望調査

別添のとおり

4 連絡先

所属・役職： _____ 担当者： _____
電話： _____ FAX： _____
E-mail： _____

【別添：協賛特典等の希望調査】

1 協賛特典全般

下記の特典一覧表が協賛者の特典となります。

特典として希望しない項目がある場合、「×」印を記入してください。

(希望する場合は、未記入で構いません。)

[協賛一覧]

区 分		200万円以上	100万円以上 200万円未満	30万円以上 100万円未満	10万円以上 30万円未満	1万円以上 10万円未満
例	1年前プレイベントでの協賛者名の周知 (プログラムへの掲載など)	×				
1	1年前プレイベントでの協賛者名の周知 (プログラムへの掲載など)					
2	全国植樹祭式典等への特別招待者枠の確保					
3	実行委員会からの感謝状の贈呈					
4	式典大型スクリーンへの協賛者名の 掲示	協賛者ロゴ				
		協賛者名				
	大会プログラムへの掲載	協賛者ロゴ				
		協賛者名				
	式典会場協賛者ボードの掲載	協賛者ロゴ				
		協賛者名				
	実行委員会発行の定期刊行物への掲 載	協賛者ロゴ				
		協賛者名				
	全国植樹祭記念誌への掲載	協賛者ロゴ				
		協賛者名				
5	全国植樹祭ホームページ・SNSへ の掲載	協賛者ロゴ				
		協賛者名				
		協賛者HPへの リンク				
6	全国植樹祭支援呼称・シンボルマーク等の使用					

※ 物品協賛及びその他協賛は、実行委員会が協賛内容から換算した金額に応じた特典とする。

2 貴ホームページへのリンク

協賛金額30万円以上であり、かつ、第75回全国植樹祭公式ホームページからのリンクを希望する場合は、下記にホームページアドレスを記入してください。

--

3 協賛者名等の公表

協賛者として、企業名(団体名や個人名)、協賛内容(協賛金や物品協賛の品名等)を公表することを希望しない場合は、「×」印を記入してください。

(希望する場合は、未記入で構いません。)

協賛者名等を公表する	
------------	--

様式（第5条関係）

第75回全国植樹祭協賛受理書

令和 年 月 日

様

第75回全国植樹祭埼玉県実行委員会
会長 大野元裕

令和 年 月 日付けで申込みのありました「第75回全国植樹祭協賛申込書」を受理します。

協賛金の納入方法（協賛物品の納品方法、その他協賛の実施時期や実施方法）につきましては、下記のとおりとしますので、よろしく願いいたします。

記

<資金協賛の場合>

- ・ 協賛金の納入方法

最寄りの金融機関で下記協賛金額を第75回全国植樹祭埼玉県実行委員会の口座に納入をお願いします。

協賛金額： _____ 円

【振込口座】

金融機関：〇〇銀行〇〇支店

口座種別：普通

口座番号：〇〇〇〇〇〇〇

名 義：第75回全国植樹祭埼玉県実行委員会会長 大野元裕

フリガナ：ダイナナジュウゴカイゼンコクシヨクジュサイサイタマケン

ジッコウインカイカイチョウオオノモトヒロ

※ 納入に係る振込手数料は、協賛者が負担願います。

<物品協賛の場合>

- ・ 協賛物品の納品方法

実行委員会が別途指定する方法により納品をお願いします。

<その他協賛の場合>

- ・ その他協賛の実施時期や実施方法

実行委員会が別途指定する方法により実施をお願いします。

担当：第75回全国植樹祭埼玉県実行委員会事務局 ○〇

TEL：

E-mail：